

函館市保育所等給食原材料費支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市保育所等給食原材料費支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、コロナ禍において物価高騰の影響を受けている保育所等に対し、給食等の原材料費等の一部を支援することにより、保護者負担となる給食費を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を提供することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に所在する次の各号のいずれかに該当する施設（以下「保育所等」という。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所であって、同法第35条第4項の認可を得ている施設
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（幼稚園型を除く。）
- (3) 児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づく届出を行っている認可外保育施設

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の全額と

別表 2 に定める補助基準額とを比較して少ない方の額とし、
予算の範囲内において交付する。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り
捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申
請書（共通第 1 号様式）に次の各号に定める関係書類を添え
て、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等の計画書（共通第 2 号様式）
- (2) 補助事業等の収支予算書（共通第 4 号様式）
- (3) 補助金交付額計算書（別記第 1 号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容
を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定を行い、補
助金等交付決定通知書（共通第 6 号様式）により通知するもの
とする。

(補助金の交付)

第 8 条 補助金は、第 10 条の規定による補助金の額の確定後
において交付するものとする。ただし、市長は、事業の遂行
上必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助金の申請をする者は、前項ただし書きの規定による概
算払を受けようとするときは、概算払理由書（別記第 2 号様
式）および月別収支計画書（別記第 3 号様式）を市長に提出
しなければならない。

(実績報告)

第 9 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の完了後、
速やかに補助金等実績報告書（共通第 11 号様式）に次の各号
に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等の実績書（共通第 2 号様式）

(2) 補助事業等の収支決算書（共通第4号様式）

(3) 補助金交付額計算書（別記第1号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告があったときは、当該報告の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額の確定を行い、補助金等の額の確定通知書（共通第12号様式）により通知するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象経費	保育所等における給食等に係る原材料費等（※）から給食等に係る収入を除いたもの
--------	--

※ 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に発生したものに限り。

別表 2（第 5 条関係）

主食および副食を提供する施設	7, 5 0 0 円に物価上昇率（※ 1）を乗じ、その額に児童数（※ 2）を乗じた額
副食のみ提供する施設	4, 5 0 0 円に物価上昇率（※ 1）を乗じ、その額に児童数（※ 2）を乗じた額

※ 1 物価上昇率は 4. 6 %とする。

※ 2 児童数は、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの各月初日に在籍する児童を合計したものとする。